

入札の心得（宗像市）

- 1 次の各号に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 所定の日時までに所定の入札保証金若しくは保証金に代わる担保を納付しない、又は提供しない者のした入札
 - (3) 入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの
 - (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名及び押印のないもの
 - (5) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したもの
 - (6) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
 - (7) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
 - (8) 金額を訂正した入札
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの
- 2 本業務に従事する労働者には、最低賃金法第4条及び労働基準法第24条を遵守すること。
- 3 委任状、入札書及び見積書の様式は本市指定の様式を使用すること。
- 4 代理人をもって参加する場合は、入札前に委任状を提出するとともに、入札書は代表者の住所、氏名及び代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑にて入札すること。
- 5 入札は2回まで行う。2回で落札しない場合は、2回目の最低価格の入札業者から1回だけ見積書を提出してもらおう。見積りでも落ちないときは、不調とする。
- 6 郵便入札の場合を除き、委任状、入札書、見積書は全て封筒不要とする。
- 7 入札書の右上にある「第 入札」には、第1回目入札時は「1」を、第2回目入札時は「2」を記入すること。
- 8 予定価格の範囲内の価格で申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者と定める。ただし、同一価格による入札があったときは、くじによって落札者を定める。
- 9 無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- 10 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 11 指名競争入札において、初回の入札参加者が1者の場合は、当該入札の執行を取りやめる。
- 12 特に指定する場合を除き、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札書には消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載すること(免税事業者は税額相当分を差し引いた金額を記載)。
- 13 予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負契約及び予定価格2千万円以上の動産の買入れは、条例により、議会の議決が必要となるので、議決日まで仮契約となる。
- 14 入札の参加を辞退する場合は、所定の様式で入札執行前までに届け出ること。
- 15 入札等に必要な様式は、宗像市公式ホームページに掲載する。
- 16 以上のほか、宗像市契約事務規則(平成15年宗像市規則第35号)並びに入札に関する法令を守らなければならない。

(宗契 201904)

物品購入用